

厚生労働科学研究費補助金等における事務委任を行った 場合の国庫補助金の受領の委任について

(平成13年10月25日厚科第472号厚生科学課長決定)

(平成14年6月20日 一部改正)

(平成23年3月31日 一部改正)

(平成28年3月31日 一部改正)

1 趣旨

厚生労働科学研究費補助金 及び厚生労働行政推進調査事業費補助金 (以下「補助金」という。) について、平成13年7月5日厚科第332号厚生科学課長決定 (以下「第332号課長決定」という。) により、補助金の管理及び経理の事務を研究者が所属機関の長へ委任することとしたところであるが、さらに補助金の経理事務の簡素化を図る観点から、その場合における補助金の受領の委任について定める。

2 補助金の受領の委任について

研究代表者は、第332号課長決定に基づく事務委任を行った場合には、当該補助金の受領を所属機関の長に委任することができることとする。

なお、その場合にあつては、別紙様式例1及び2によりあらかじめ、研究代表者が所属機関の長へ委任し、承諾を得るものとする。

3 補助金の請求について

交付決定通知を受けた研究代表者は、別紙様式例3により、補助金の支払いを請求するものとするが、補助金の受領を、所属機関の長に委任した場合は、別紙様式例4により、請求するものとする。

附則 (平成28年3月31日改正)

この変更は、平成28年度以降の年度分の補助金に適用する。ただし、平成27年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。